

わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

35期(1981/昭和56年)

指導者に恵まれ、多くの友人を得る



会員 鎌田 勇夫 (35期)

1 人間性あふれる教官達

昭和56年4月当時湯島にあった司法研修所において、司法修習生としての生活が始まった。

司法研修所の前期は必須五教科の各教官から講義を受けた。私が配属されたクラス（1組）の教官はいずれも人間味あふれる素晴らしい教官達だった。

① 民裁教官

当時最先端の要件事実論をダイアグラムを使って展開し、要件事実の分解の仕方についての見解の対立点を詳細に板書してくれた。大変レベルの高い講義だった。

② 刑裁教官

量刑が重要なテーマとなる起案の講評で、多くの修習生が法定刑の上限ぎりぎりの宣告刑の起案をしたことに対し、「こんな判決もらったら被告人も弁護人も飛び上がるぞ。凶悪犯許すまじとの正義感だけでは判決はできんだ」と述べたことが今でも記憶に残っている。

③ 検察教官

特に取調べについて、「被疑者の心を開かせ、検察官を信頼させるところまで行かなければ本当の取調べとは言えない」と語った。

④ 民弁教官

見るからに古武士の風格があった。モットーは「弁護士はサムライである」だった。

⑤ 刑弁教官

最高裁に最初に過失犯における信頼の原則を採用させた弁護士である。

後期に刑弁教官から事務所まで来るようにと言われた。刑事弁護に対するやる気を示さない起案の出来の悪さを注意されるのだろうと覚悟して教官の事務所を訪れた。教官から「まだ就職先が決まっていないなら君に勧めたいところがある」と言われ大変驚いた。その所長弁護士が私の生涯の恩師となった浅見昭一元会員である。

2 実務修習も充実

実務修習で特に印象に残っているのが地裁刑事部と検察庁である。地裁刑事部での起案は合議事件と単独事件合わせて約50本に上った。私が弁護士志望だったので、裁判所の内部を見るのはこれが最後だからじっくりと見ていけという親心からだったと思う。

検察庁の修習では、①法務省刑事局内の研究会、②国税不服審判所における酒税法違反事件の研究会、③東京地方検察庁内の控訴審査会を見学させてもらった。当時検察庁は真剣に勧誘を行っていた。

3 生涯の友と出会う

司法修習生となつての最大の幸運は、これから法曹界で生きてゆくことになる多数の友人を得たことであった。研修所の卒業後もクラスメートの人達ばかりでなく、実務修習の配属班の人達とも長く交際が続くこととなった。

私の2年間の司法修習生としての生活は、多くの指導者と友人に支えられたものだった。感謝するばかりである。